

## 広東省における加工貿易マニュアル

### 一. 加工貿易の定義、方式

加工貿易の定義：企業が保税扱いで輸入した全て、または一部の原材料、補助材料、部品、包装資材を中国国内の指定場所で加工、或いは組み立てを行った後、製品もしくは半製品として輸出する業務のこと。輸入品は一定期間後、再輸出することで保税扱いとなる。加工貿易の方式：大きく分けると、主に【進料加工】と【来料加工】の2つの方式がある。

#### 【進料加工】

中国側の加工貿易企業が、原材料や部品等を有償で輸入し、原材料・部品の代金を外貨で対外支払いする。加工後の製品、半製品を国外に輸出し、製品代金を受領する。

#### 【来料加工】

中国側の加工貿易企業が、委託元から支給される原材料や部品等は無償で輸入し、加工生産後の製品をすべて加工契約相手先へ輸出する。委託元から加工賃を受領する。

### 二. 加工貿易商品の分類管理（含保証金制度）

#### 1. 加工貿易の商品は禁止類、制限類、許可類に分類されている。

##### 「禁止類」

- ① 輸入禁止：国際公約で輸入が禁止されている商品や、加工プロセスでの汚染度が高い商品  
例えばフカヒレ、繊維廃棄物、鉍滓等
- ② 輸出禁止：初級原材料や資源消費量の大きい商品  
例えば金属原材料、紙製品等
- ③ 輸出入禁止：エネルギー消費や汚染度が高い商品  
例えば一部の鋼材、石炭、農薬類製品等

「制限類」には輸入制限と輸出制限の二種類がある。例えば、一部金属材料、布、ゲーム機等

上記「禁止類」、「制限類」以外は「許可類」となる。

#### 2. 加工貿易制限類商品に対する保証金制度について

商務部・税関総署 2015年第63号公告によると、現時点では制限類商品合計451項目のHSコードがあり、その内輸出制限類95項目、輸入制限類356項目がある。一部(81

項目)の輸入制限類商品に対して、税関は企業の信用ランクと所在地によって、輸入関税と輸入増値税に相当する保証金を全て又は一部徴収する。定められた期限内に加工した製品を輸出し、消込手続を行った後、保証金と利息が企業に還付される。

具体的には以下の通り。

○AEO 高級認証企業と一般認証企業：

- ・保証金不要、

○一般信用企業：

- ・東部地域（北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省）の場合、81 項目の輸入制限類商品に関わる関税・増値税×50%の保証金。東部地域以外の中部、西部地域の企業であれば、一般信用企業であっても保証金は不要。

○信用喪失企業：

- ・制限類商品に関わる関税・増値税×100%の保証金。

なお、本公告は輸出加工区、保税區等税関特殊監督管理区域と、転廠方式で中国国内において制限類商品を転出、転入する加工貿易業務には適用されない（転廠：加工貿易企業が保税輸入原材料を加工した製品をもう一社の加工貿易企業に移転し、更に加工後、輸出する経営活動を指す）。

**事例**： 東部地域の A 社では鋼材を海外から輸入し中国国内で加工している。加工後の製品は輸出及び中国国内への販売を行っている。従来、税関ランクは AEO 一般認証企業であったが、2016 年に税関による工場査察が入り、多くの問題点が見つかり一般信用企業へと降格となった。加工貿易手冊を登録するために約 1,000 万人民币元の保証金納付が必要となった。保証金は製品を輸出し手冊抹消後に戻ってくるが、新しい手冊を登録するためには、また保証金が必要となり資金繰りに大きな影響をもたらした。

### 三. 加工貿易に対する基本的要求

保税輸入したものは税関に登録した場所で加工・保管をしなければならない。また、外注に出した場合、一定の期限内に税関に登録、報告しなければならない。

「税関に登録した場所」とは、企業が税関で登記手続きと加工貿易業務手続きを登録した経営場所であり、必ずしも保税區というわけではない。保税區外でも加工貿易手冊を取得して、税関の許可を得れば加工貿易を行なうことができる。この場合、工場自体がひと

つの保税エリアとなり、保税で輸入したものは工場から勝手に搬出することや中国国内へ販売することはできない。

輸入材料を使って製品に加工し、輸出することで保税扱いになるため、輸入してから輸出するまでの全プロセスにおいて税関の管理を受けることとなる。材料、仕掛品、製品、不良品、スクラップなどは、税関の許可なく処理することはできない。

加工貿易貨物と非加工貿易貨物は分けて保管し、別々に記帳しなければならない。貨物を分けて保管できない場合、税関が企業内部の情報管理システムを審査し、インターネット監督管理システムを通して加工貿易貨物と非加工貿易貨物のデータ、情報の流れを分けられることを確認できた場合は「分別保管」という監督管理条件に合致すると認定される。企業は保税貨物の流れと情報の流れの一致性を確保しなければならない。

#### 四. 加工貿易手（帳）冊の管理

加工貿易手冊は主に電子化手冊と電子帳冊の二種類があり、電子帳冊は指定された通関システムを使いオンラインにより税関システムと繋がっており、税関信用ランクが高いが、規模が大きく、ERP システム（統合基幹業務システム）が完備されている企業にしか適用されない。現状では、保税区等税関特殊監督管理地域外の場合、電子化手冊を使用する企業が圧倒的に多数を占めている。

電子帳冊と電子化手冊の主な相違点は下表の通りである。

電子帳冊	電子化手冊
一社につき 1 本のみ	一社で複数本持つことが可能
期限：企業経営期限と同じ、通常半年が一つの消込周期	期限：通常半年～1年、期限満了前に消込もしくは最大で二回の延期可能
原材料単位使用量とロス率を輸出前に申告可	原材料単位使用量とロス率を手冊登録時に申告
枠：前年度輸出総金額の 50%～100% 輸出後、枠復活	枠：過去の実績参照

（情報）税関総署は 2017 年に第 29 号公告を公布し、天津、瀋陽、南京、杭州、武漢、重慶、成都、広東省の黄埔（広州市の一部と東莞市全市を管轄）と拱北（珠海市と中山市を管轄）計 9 ヶ所の税関においては、「企業を管理単位とする加工貿易管理方式」という改革を試行し始めた。2018 年第 19 号公告により試行地域が 26 ヶ所へ拡大、2018 年第 59 号公告によって全国で展開している。この新しい管理方式の原理は電子帳冊とほぼ同じであるが、適用条件の緩和、消込周期の変更、転廠や外注加工関連手続きにおける作業量の低

減等、実務レベルでは多少異なっている。上記税関の内、特に加工貿易量が大きい黄埔税関は、最も積極的にこの新しい管理方式を普及させようとしている。

加工貿易手冊及び帳冊の運用は「登録」「実施」「消込」の三段階があり、それぞれ下記の通りである。

## 1. 登録

登録に必要な内容は、材料表、製品表、BOM表という3つの表が含まれる。

- 「材料表」：輸入原材料、部品のHSコード、品名/規格、数量、法定単位、単価
- 「製品表」：輸出製品のHSコード、品名/規格、数量、法定単位、単価
- 「BOM表」：一つの製品を作るのに必要な原材料、部品の単位使用量（員数）とロス率

業種により、取り扱う原材料や製品の品番が多い場合、品番ごとではなく、同じHSコードでグルーピングして申告する場合がよくあるが、2018年3月に税関総署は保税登録消込リストの（中国語：保税核注清單）の使用開始に関する23号公告を發表し、加工貿易企業は保税貨物の輸出入通関申告前に、保税登録消込リストを申告しなければならないと定めた。この保税登録消込リストでは、原則として企業の製品・材料品番別に輸出入データを申告する形となり、企業は品番毎に一对一で申告するか、公告で示される規則に基づきグルーピングを合理的に見直す必要がある。品番毎に一对一での申告が将来の方向性と思われるが、現状では一部の税関は管轄地域の加工貿易企業に対し、グルーピングすることをまだ認めている。保税登録消込リストが所属している全国的な新しい加工貿易と保税監督管理システムは2018年に先ず広東省の深セン税関管轄地域で試行開始し、2019年より全国で導入している。

## 2. 実施

簡単に言えば、原材料や部品の保税輸入⇒生産加工⇒製品輸出というプロセスになるが、この実施段階において、転廠、保税物の外注加工、国内調達・国内販売などが存在する。

### ① 転廠

転廠の概念は二、項2で説明した通り、加工貿易企業が保税貨物の加工において、自社で保税輸入、加工した材料を、中国内の別の加工貿易企業に移転し加工を行った後、最終的に製品を輸出することである。加工貿易企業は海外又は税関特殊監督管理区域や保税監督管理場所から貨物を直接輸入、あるいは転廠方式で間接輸入することができる。

転廠の場合、中国内の企業間で貨物が売買されるが、最終製品の輸出まで保税の状

態なので、税関のルールを守らなければならない。そのプロセスは、税関へ転廠枠申請⇒荷送り（荷受け）⇒20日以内にシステムでデータ入力⇒翌月末までに転廠通関申告となる。

ただし、前述の如く新しい加工貿易と保税監督管理システムを2019年より全国で導入しているため、新システムに切り替えた企業と切り替えていない企業間の転廠作業は、上記プロセスと多少異なる可能性があり、注意が必要である。

**事例**： 転出（荷送り）側企業は基板メーカーで、転入（荷受け）側企業は基板などを使ってOA機器を生産している。転廠する場合、荷送り前に先ずそれぞれ「枠」を申請しなければならない。この「枠」とは、「転廠を行う数量」で、枠の範囲内しか荷送り・荷受けはできない。毎回荷送り荷受けをしてから、20日以内にそれぞれシステムにデータ入力をし、翌月の月末までに税関へ「転廠の通関申告手続き」を行い、転入側企業は最終製品であるOA機器を輸出しなければならない。

申告期限を守らなければ、規定違反となり、税関から貨物査定価格の5%～30%の罰金を課される可能性がある。従って、枠無しの転廠や枠以上荷送り（荷受け）しないよう社内管理の徹底が必要である。

（注意）転廠の一番大きなメリットとしては、中国現地企業同士の取引であるが、間接輸出とみなされるため、広東省では国内販売増値税13%が発生しないのが普通である。広東省以外の地域では、税務局から国内販売とみなされ、国内販売増値税が発生する可能性もあるため確認が必要である。また広東省の場合、転廠の決済貨幣は人民元でも外貨でもよいが、人民元にしなければならない地域もあるかもしれない。

## ②外注加工

外注加工とは加工貿易企業が、保税貨物の加工工程において、自社の技術不足や生産能力不足のために、税関への登録・申告のもと、外部に加工を委託する行為である。加工が終れば委託元に貨物を戻して海外へ輸出する場合もあるし、戻さずに受託側から直接海外へ輸出する場合もある。全ての工程を外注に出す場合、貨物の輸入増値税と輸入関税に相当する保証金の支払い又は担保状の提出が必要となる。受託側は貨物を更に外注に出すことはできない。

外注加工の場合、初めて貨物を外注に出した日から3稼働日以内に税関に外注加工の基本情報を登録し、貨物を外注に出した日から10日以内に荷送り・荷受け状況を報告しなければならない。同じ手（帳）冊で同じ受託側の場合、荷受け・荷送り資料をまとめて申告することが可能である。

なお、保税区等税関特殊監督管理地域内の企業が区外の企業に外注加工を依頼する場合や、区外企業から依頼されて受託加工を行う場合、同じく税関への申請・登録手続きが必要である。

**事例**： A社では加工貿易手冊でプラスチック部品を海外から輸入し中国国内で加工している。生産能力不足のためB社へ外注加工を依頼した。税関へは申告しないで外注加工を依頼し、B社から戻された加工済製品をA社名義で輸出していた。

その後、税関はA社に対する工場立会検査を行い、出庫伝票等のチェックで当該問題を把握した。外注加工に関するルール違反と指摘され、過去三年間の外注に出した保税貨物の総価値800万人民元に対し10%の罰金80万人民元を課した（規定では5%～30%）。

### ③国内調達と国内販売

○国内調達：加工貿易企業が、一部の材料を中国国内で調達し、保税貨物と一緒に加工してから海外へ輸出すること

○国内販売：加工貿易企業が、保税貨物（原材料、仕掛品、製品、不良品、スクラップを含む）を中国国内で販売すること

それぞれの注意点は下記の通りである。

○国内調達：国内調達材料の品種、規格、型番、数量を事前に税関にて登録し、製品を輸出した後、正式な税込み領収書（中国語「發票」）を以て輸出製品がどのぐらいの国内調達材料を消耗したか税関の確認を受けた上で、手（帳）冊を消し込む。

○国内販売：原材料輸入増値税、輸入関税に相当する税金と輸入日からの税金利息を税関に納付が必要。製品と仕掛品、不良品の場合、原材料をどのぐらい消耗したか換算し、原材料の税関査定価格に基づき課税する。スクラップの場合、相場価格に基づいて税金を計算する（蘇州、上海、大連、東莞をはじめ、スクラップに対するネットでの競売体制が2012年より徐々に各地で確立され、2018年から税関総署の提唱により全国に展開している。この方式は、落札価格に基づきスクラップ税金を計算する）。

国内販売の納税方法について、販売前納税と販売後にまとめて納税する2つの方式がある。本来、保税の状態から解除するために販売前に納税するが、一部信用度の高い企業に対しては、先に販売し、翌月に前月販売分をまとめて申告・納税が認められている。

**事例**：コイルセンターA社は鋼材を保税で輸入し、顧客の要望に応じてカットして転廠輸出と直接輸出を行っている。スクラップと不良品を区別して管理しておらず、同じ価格で国内販売し、販売価格に基づいて税関に輸入増値税と輸入関税を申告、追加納付していた。

税関からの指摘事項：

(ア)ロス率の申告不正（不良の部分を入れるべきではない）

(イ)不良品の課税価格過少申告（不良品の場合、スクラップではなく、原材料の価値に基づいて輸入増値税と輸入関税を計算しなければならない）

結果、過去3年間のロス率不正申告に係る貨物価値の5%の罰金、および過去3年間に販売したスクラップと不良品を実際のロス率に基づいて計算し、不良品の部分に対して、原材料査定価格に基づいて追加納税が課された。

### 3. 消込

手（帳）冊の消込とは、税関に対して加工貿易手冊管理を解除してもらうために消込を申請し、登録した数値通りに手冊を執行したかどうか清算を行なうことである。税関の規定によると、最後のロット輸出又は手冊満期日から 30 日以内に税関へ手冊の消込を届けなければならない。

手冊の消込は下記 2 つの条件を満たす必要がある。

(ア)数量：余剰材料数量＝輸入数量-再輸出数量-国内販売分数量-輸出製品消耗数量

(イ)金額：輸入材料金額-材料再輸出金額-国内販売材料金額-余剰材料金額<製品輸出金額

実務上、原材料の単位使用量とロス率の申告間違い、品番のグルーピング申告による重量、数量や金額等の誤差発生、国内販売分未申告、ハンドキャリー輸出入等の原因により、数量のバランスをとることはかなり難しいのが実情である。結果として、企業の実在庫と手（帳）冊上の税関理論在庫の間に差異が発生し、実物在庫が理論在庫に対しプラスもしくはマイナスになってしまうケースが多々ある。規定では、プラス差異の場合、税関に追加登録する必要があり、プラス分の輸入増値税と輸入関税を追加納付させられる可能性もある。マイナス差異の場合、税金の追加納付以外に、更に 5%～30%の罰金が課されるので、定期的に棚卸データを理論在庫値と照合して、差異が出た場合原因究明を行い、改善措置をとるよう日常的な管理が重要である。

手冊企業の場合、使い切れていない余剰材料を別の手冊に保税のまま移すことが可能であるが、余剰材料の金額が当該手冊の輸入済み材料金額の 50%以上占める場合、保証金が発生する。一方、帳冊企業の場合、帳冊は一本のみで、データが自動更新されるため移す作業は不要となる。また、期限通りに消込作業ができない場合、手冊の延期申請は認められるが、2 回目の延期を申請する場合は保証金を納める必要がある。

**事例**：電子部品メーカーA社は通関面の管理診断を外部機関に委託。2018年12月31日時点のデータで計算した結果、原材料405品番の内、273個のマイナス差異、132個の

プラス差異となっており、全てバランスが取れていない状況であった。一部原材料のマイナス差異（不足分）は実在庫に対し5倍に達している。税関が当問題を発見すれば、600万人民元以上の追加納税と罰金が課されるリスクがある。主な原因は次の3点であった。

(ア) 原材料品番が405個もあり、毎回品番毎の輸入数量、金額等が異なるが、6つのHSコードだけにグルーピングして加重平均値で申告している。

(イ) 税関に申告した単位、名称等内容が、社内で使用されている単位、名称と照合管理できていない。

(ウ) 設計変更が多く、申告した材料の単位使用量、ロス率がタイムリーに更新されていない。

以上



本情報の収集・翻訳はジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェトロ広州事務所が校正した。

● 広東真広企業管理顧問有限公司

東莞市東城街道鴻福東路1号国貿中心1棟810室

田辺 尚裕

● ジェトロ広州事務所

広州市天河北路233号中信広場2602室

電話：020-8752-0060

**【免責事項】**

本報告は2019年8月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合がある。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途求めること。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。